

市民税・県民税と所得税の申告

2月16日(木)～3月15日(木)は
の期間です

●市民税・県民税 / 所得税申告日程

期日	会場	受付時間
2/16(木)～2/29(水) ※土・日曜日を除く	イオンモール千葉ニュータウン3階イオンホール	午前10時～正午、 午後1時～4時
3/1(木)	本塙保健センター	午前10時～正午、 午後1時～4時
3/2(金)～3/5(月) ※土・日曜日を除く	ふれあいセンターいんば 3階会議室	午前10時～正午、 午後1時～4時
3/6(火)～3/15(木) ※土・日曜日を除く	印西市役所 附属棟2階	午前9時～正午、 午後1時～4時

※会場により時間が異なりますので、ご注意ください。

※市役所の駐車スペースに限りがありますので公共交通機関でのご来庁をお願いします。

◆注意事項◆ (必ずお読みください)

- 各会場とも、職員による個別の相談・作成は行いませんので、ご自身で申告書の作成をお願いします。
- 混雑具合により受付時間中に締め切らせていただくことがありますのでご了承ください。
- 本塙地区については、震災の影響で本塙公民館が使用できません。そのため保健センターを使用しますが、手狭なため大変混雑が予想されますのでご了承ください。
- 市役所市民税課、各支所・出張所の窓口では、申告相談は行っていませんので、申告受付期間中は各会場をご利用ください。ただし、市民税課（市役所が会場ではない期間）・印旛支所・本塙支所の市民福祉課では、提出のみ受け付けます。
- 申告書の控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要になっても、交付することができません。また、控えの用紙に記入する際は、必ずボールペンなどの消えない筆記用具で記入してください。
- 個別相談は行いません。また、事業所得（農業・営業など）がある人で、収支内訳書の作成方法が分からず、直接、税務署主催の申告特設会場（イオンモール成田2階イオンホール）でお願いします。

所得税の確定申告書の作成 (検算) は国税庁の ホームページが便利

申告会場以外でも、国税庁ホームページの「所得税の確定申告書等作成コーナー」で作成・印刷した確定申告書を、税務署に提出することができます。なお、土地・建物等譲渡所得

申告することとなるため、市では自書申告を推進しています。所得税については、簡易な申告相談（雑損控除・譲渡所得などを除く）を市内各申告会場でも受け付けます。

会場は大変混雑するので、申告書は自分で書いて早めに提出しません。

会場は大変混雑するので、申告を受け付けます。

会